

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和3年7月26日(2021.7.26)

【公開番号】特開2019-213659(P2019-213659A)

【公開日】令和1年12月19日(2019.12.19)

【年通号数】公開・登録公報2019-051

【出願番号】特願2018-111901(P2018-111901)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】令和3年6月1日(2021.6.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技球が予め定められた領域に進入したことに起因して抽選を行い、前記抽選で当ると遊技者に有利な遊技を行う弾球遊技機であって、

前記抽選が行われた後、前記抽選の結果を報知するための抽選演出を行うと共に、前記抽選演出により前記抽選の結果が報知される前に、前記抽選の結果を示唆する第1演出及び第2演出を実行する演出手段と、

前記第1演出が開始されるまでの残り時間のカウントを報知する演出である第1タイム予告を行う第1タイム予告手段と、

前記第2演出が開始されるまでの残り時間のカウントを報知する演出である第2タイム予告を行う第2タイム予告手段と、を備え、

前記抽選の結果が当りであることの可能性の度合いを、信頼度とし、

前記第1演出の態様として、特別態様と通常態様との少なくとも2種類の態様が設けられており、前記特別態様の前記第1演出が行われた際の前記信頼度は、前記通常態様の前記第1演出が行われた際の前記信頼度よりも高く、

前記第2演出の開始タイミングは、前記第1演出の開始タイミングよりも後であり、

前記第2演出が行われた際の前記信頼度は、前記第1演出が行われた際の平均的な前記信頼度よりも高く、

前記第1タイム予告により前記カウントがされた前記第1演出が前記特別態様である確率は、前記第1タイム予告により前記カウントがなされなかった前記第1演出が前記特別態様である確率よりも高く、

前記第1タイム予告により前記カウントがなされた前記特別態様の前記第1演出が行われた際の前記信頼度は、前記第1タイム予告により前記カウントがなされなかった前記特別態様の前記第1演出が行われた際の前記信頼度よりも高く、

前記第1タイム予告により前記カウントがなされた前記通常態様の前記第1演出が行われた際の前記信頼度は、前記第1タイム予告により前記カウントがなされなかった前記通常態様の前記第1演出が行われた際の前記信頼度よりも高く、

前記演出手段は、前記抽選演出において、複数の変動エリアにて図柄の変動表示を行った後、それぞれの前記変動エリアにいずれかの前記図柄を停止表示させることで、前記抽選の結果を報知し、前記第1タイム予告が行われた場合には、前記変動表示にてリーチと

なるリーチ演出を実行すること、

を特徴とする弾球遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

上記課題に鑑みてなされた請求項1に係る発明は、遊技球が予め定められた領域に進入したことに起因して抽選を行い、前記抽選で当ると遊技者に有利な遊技を行う弾球遊技機に関する。該弾球遊技機は、抽選が行われた後、抽選の結果を報知するための抽選演出を行うと共に、抽選演出により抽選の結果が報知される前に、抽選の結果を示唆する第1演出及び第2演出を実行する演出手段と、第1演出が開始されるまでの残り時間のカウントを報知する演出である第1タイム予告を行う第1タイム予告手段と、第2演出が開始されるまでの残り時間のカウントを報知する演出である第2タイム予告を行う第2タイム予告手段と、を備える。ここで、抽選の結果が当りであることの可能性の度合いを、信頼度とする。また、第1演出の態様として、特別態様と通常態様との少なくとも2種類の態様が設けられており、特別態様の第1演出が行われた際の信頼度は、通常態様の第1演出が行われた際の信頼度よりも高いものとする。また、第2演出の開始タイミングは、第1演出の開始タイミングよりも後であり、第2演出が行われた際の信頼度は、第1演出が行われた際の平均的な信頼度よりも高いものとする。そして、第1タイム予告によりカウントがされた第1演出が特別態様である確率は、第1タイム予告によりカウントがなされなかった第1演出が特別態様である確率よりも高い。

また、第1タイム予告によりカウントがなされた特別態様の第1演出が行われた際の信頼度は、第1タイム予告によりカウントがなされなかった特別態様の第1演出が行われた際の信頼度よりも高くても良い。また、第1タイム予告によりカウントがなされた通常態様の第1演出が行われた際の信頼度は、第1タイム予告によりカウントがなされなかった通常態様の第1演出が行われた際の信頼度よりも高くても良い。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

また、第1タイム予告が行われたことにより、特別態様及び通常態様の第1演出の信頼度が向上する。このため、例えば、第1タイム予告によりカウントされる時間が短い場合や、第1タイム予告によるカウントが抽選演出の序盤や中盤で終了すると推定される場合であっても、遊技者の落胆を抑制できる。したがって、タイム予告による当りへの期待感を高めることができる。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

なお、演出手段は、抽選演出において、複数の変動エリアにて図柄の変動表示を行った後、それぞれの変動エリアにいずれかの図柄を停止表示させることで、抽選の結果を報知し、変動表示にてリーチとなるリーチ演出を実行すると共に、リーチ演出としてノーマルリーチ演出及び特別リーチ演出を実行しても良い。また、特別リーチ演出が行われた際の信頼度は、ノーマルリーチ演出が行われた際の信頼度よりも高くても良い。また、演出手段は、ノーマルリーチ演出の実行中、予め定められた発展タイミングが到来すると、該ノーマルリーチ演出に替えて特別リーチ演出を実行し手も良い。そして、第1演出は、発展タイミングの前に実行され、第2演出は、発展タイミングの後に実行されても良い。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

また、請求項1に記載されているように、演出手段は、抽選演出において、複数の変動エリアにて図柄の変動表示を行った後、それぞれの変動エリアにいずれかの図柄を停止表示させることで、抽選の結果を報知し、第1タイマ予告が行われた場合には、変動表示にてリーチとなるリーチ演出を実行しても良い。

上記構成によれば、第1タイマ予告が行われることによりリーチが発生する。このため、第1タイマ予告が行われた場合であっても、遊技者は当りへの期待を持つことができ、遊技者の落胆を抑制できる。したがって、タイマ予告による当りへの期待感を高めることができる。